

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を委託する外部業者に対し、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても、契約書への特記事項として記載している。また職員に対しても個人情報保護のための研修を実施するなど必要な措置を行っている。

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和6年11月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>那覇市(以下「本市」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、本市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同で構築している。</p> <p>本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪マイナポータルのお知らせ機能での通知による申請データの受領</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の委任が認められているため、機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイル</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 庁内連携システム 4. 宛名システム(番号連携サーバー) 5. 中間サーバー 6. サービス検索・電子申請機能 <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSIにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法 <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: center;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日政令第9号。以下「主務省令」という。)第2条の表各項 (同表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第四欄(利用特定個人情報)が「住民票関係情報」で主務省令で定めるもの)</p> <p>※ ()は「番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」(内閣府・総務省令)に規定された項</p> <p>1(第3条第1号ハ)、2(第4条第10号ハ、第17号ニ、第18号ニ、第24号ニ、第25号ロ)、3(第5条第11号ハ、第18号ニ、第19号ニ、第25号ロ)、5(第7条第3号)、7(第9条第6号ロ、第12号ハ、第13号ハ、第21号、第22号ロ)、11(第13条第1号ロ、第2号ニ、第3号ハ、第4号ロ、第5号ロ)、13(第15条第1号ホ、第2号ホ、第4号)、15(第17条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ、第6号ロ)、20(第22条第1号リ、第2号チ、第3号ロ、第4号リ、第6号チ、第8号リ)、28(第30条第1号ロ、第3号ニ)、37(第39条第1号二、第2号ニ、第3号ニ)、39(第41条第3号)、48(第50条第5号、第19号ロ)、53(第55条第1号ト)、57(第59条第1号ハ、第2号ロ、第18号ハ)、58(第60条第1号ロ、第2号ホ、第2項第1号ロ、第2号ホ、第3項第1号ロ、第2号ホ、第4項第1号ロ、第2号ホ)、59(第61条第2号ハ)、63(第65条第3号)、69(第71条第10号ホ、第11号、第12号)、73(第75条第1号ハ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ハ)、75(第77条第1号ホ、第2号ニ、第3号ニ)、76(第78条第1号チ)、81(第83条第1号ト、第2号ヘ、第5号ヘ、第6号ト)、83(第85条第1号ロ、第7号ハ、第16号ニ、第17号ニ)、84(第86条第3号)、86(第88条第1号ハ、第2号ハ)、87(第89条第4号)、91(第93条第1号ト、第3号ヘ)、92(第94条第1号ホ)、96(第98条第5号)、106(第108条第1号ハ、第3号ロ、第6号ハ)、108(第110条第3号ホ)、110(第112条第1号ロ、第2号ロ)、112(第114条第1号ハ)、115(第117条第1号ロ、第5号ハ)、118(第120条第2号)、124(第126条第1号ト)、129(第131条第3号)、130(第132条第3号)、132(第134条第12号ニ、第13号ニ、第14号ニ、第16号ニ、第26号ニ、第27号ニ、第29号ニ、第31号ニ、第32号ニ、第33号ニ、第34号ニ、第35号ニ、第36号ニ、第37号ニ、第38号ニ、第39号ニ、第40号ニ、第41号ハ、第44号ニ、第45号ニ、第48号ニ)、136(第138条第1号)、137(第139条第1号ハ、第3号ハ)、138(第140条第3号)、141(第143条第1号リ、第2号ト、第4号ヘ、第6号ハ)、142(第144条第2号ロ)、144(第146条第1号又、第6号ホ、第7号ロ、第9号ハ、第10号ロ、第11号ニ)、149(第151条第2号)、150(第152条第2号)、151(第153条第1号ハ、第2号ハ)、152(第154条第2号)、155(第157条第1号ト、第7号ト)、156(第158条第3号)、158(第160条第1号ホ、第2号ホ、第4号)、160(第162条第2号)、163(第165条第1号ト)、164(第166条第3号ロ)、165(第167条第2号ロ)、166(第168条第2号ロ)</p> <p>第59条の3第1号ニ、第2号ニ、第4号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民文化部 ハイサイ市民課
②所属長の役職名	参事兼課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市役所 市民文化部 市民生活安全課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話: 098-862-9930
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市役所 市民文化部 ハイサイ市民課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話: 098-862-3274
⑨ 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	① 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・ 更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発	

9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

